

青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ観光・おもてなし基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は原則として各競技会場に設置する。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、各会場の競技開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了後30分後までとする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し実情に応じて開設時間を変更できるものとする。

5 出店数、出店位置及び規模

出店数及び位置は実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり1ブース約20㎡とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、実情に応じてこれを変更することができる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポのマスコットキャラクター「アップリート君」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

むつ市、下北郡又は青森県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、下北郡又は青森県の農林畜水産物、それらの加工物、菓子等の土産品については、この中に含む。

(4) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において、製造・加工されたもので、かつ容器包装等により、衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設等においてカット等の下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うもので、保健所の営業許可を得ているもの。

- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの。

7 出店者条件

売店の出店者は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 原則としてむつ市内に店舗を有し、申請時に１年以上営業を継続していること。ただし、次に該当するものについてはこの限りでない。
 - ア 第74回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会及び競技別リハーサル大会に出店実績がある者
 - イ 競技団体等の推薦があり、実行委員会が認めた者
 - ウ その他実行委員会が認めた者
- (2) 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- (3) 法令等により許認可又は登録を必要とする営業については、当該許認可又は登録を受けていること。
- (4) 申請書提出日時点で、事業者、営業店舗等が法令等に違反して過去１年間に営業停止等の処分を受けていないこと。
- (5) 申請書提出日時点において、市税等の滞納がないこと。
- (6) 出店者の役員等（個人である場合、その者をいい、法人である場合、その役員またはその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員等として暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

8 飲食物出店者の条件

販売品目のうち、食品衛生関係法令により保健所の営業許可を必要とする出店者は、各自の責任において保健所の許可を受けるものとする。また、出店者として許可されたときは、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出するものとし、次の条件についても満たすものであることとする。

- (1) 過去3年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装等などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は、衛生的な設備で行い、冷蔵設備があり、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- (3) 手指消毒液の設置をすること。
- (4) 提供後、早期に飲食し終えるよう促す旨の表示をすること。
- (5) 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質により作られた物を使用し、かつ、常時清潔を保持すること。
- (6) 廃棄物容器及び汚水容器の内容物は、適切な方法により処理すること。

9 運営設備等

- (1) 売店出店に伴う1ブースあたりの実行委員会が準備する設備等は次のとおりとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。ただし、実行委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。
 - ア 2間×3間のテント1張
 - イ 長机 6台以内
 - ウ 椅子 4脚以内
- (2) 実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

10 出店募集

出店者の募集に関する事項は、各競技団体と調整の上、実行委員会が決定する。

11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店概要書（様式第2号）、売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）、誓約書兼承諾書（様式第4号）及びその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

12 出店者の選定

- (1) 実行委員会は、提出された書類について、本要項に基づいて審査を行うとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR、出店品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。
- (2) 出店申請者数が、当該会場の売店設置予定数を超えたときは、売店等の取扱い品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合、社会福祉施設又は社会福祉法人等を優先し、これによりがたいときは抽選により選定する。
- (3) 出店者選定の際、実行委員会は提出された関係書類をもって、関係官庁に調査及び照会するものとする。
- (4) 実行委員会は、前3号に基づいて出店者の選定を行い、出店者を決定する。
- (5) 実行委員会は、出店を申請した者に対し、売店出店申請結果通知書（様式第5号）を交付する。
- (6) 実行委員会は、前号の通知書で出店許可とした者の出店料の納入確認後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置及び撤去等に要する経費の一部として、出展場所の管理者の規程等を基に実行委員会が定める出店料を負担する。実行委員会が特に認めた者はこの限りでない。
- (3) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に

出店料を振り込むこととする。（振込手数料は、出店者の負担とする。）

- (4) 既に納付された出店料は、返金しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

14 出店料の免除

次に該当する者は、出店料を免除することができる。ただし、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出しなければならない。また、実行委員会は当該申請に対し、売店出店料免除申請結果通知書（様式第8号）を発行するものとする。

- (1) 国または地方公共団体
- (2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が認めた者

15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、出店する売店の従業員の中から売店責任者を定め、売店の設置期間中、常駐させるものとする。また、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (2) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い売店の管理運営にあたらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売すること。
- (4) 競技会場において指定された場所以外で飲食物の調理、加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものは、この限りでない。
- (6) 土産品の紹介等としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 無断で会場、施設等の付帯設備（電源等）を使用すること。ただし、実行委員会が認めたものは、この限りでない。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

18 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したゴミは毎日各自で会場から搬出及び処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する入場・駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するA Dカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で、好感を与えるよう親切かつ丁寧な対応を心がけること。
- (9) 調理等に必要な電気、ガス、水については、各自で用意すること。
- (10) 実行委員会が認めた火気を使用する売店は、消火器を設置し防災対策を講ずること。
- (11) 飲食物の販売にあたっては、ブースの前にゴミ箱を設置し、容器、空き瓶、空き缶、食べ残し等を分別回収する方法をとること。
- (12) 弁当類等の傷みやすい飲食物を販売する売店にあつては、保冷库等による保冷措置を講ずること。
- (13) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (14) 天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出した場合は、その指示に従うこと。
- (15) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に必ず出席すること。
- (16) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。
- (17) その他関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

19 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可取消通知書（様式第9号）により売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができるものとする。なお、この場合において出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料を請求することはできない。

- (1) 本要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指導があったとき。

- (4) 前3号で掲げるもののほか、売店の運営管理において不相当であると実行委員会が認めたとき。
- (5) 前2項に規定する禁止事項及び遵守事項に違反したとき。

20 管理運営

売店における販売品及び売店備品等の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対して実行委員会は一切の責任を追わないものとする。

21 事故等発生時の対応

売店において、次のいずれかの事象が発生したとき、売店責任者は当該各号に定める対応を行うものとする。

- (1) 事件・事故等が発生したとき 直ちに初期対応にあたるとともに、売店監督員に報告し、その指示に従う
- (2) 不審者もしくは不審物を発見したとき 売店監督員に報告し、その指示に従う

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実行委員会の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

24 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補填を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店設置及び運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) むつ市で開催する青の煌めきあおもり国スポ・障スポ競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

様式第Ⅰ号（第ⅠⅠ項関係）

令和 年 月 日

（あて先）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会

会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職氏名

電話番号

売店出店申請書

青の煌めきあおもり国スポにおいて、むつ市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項第ⅠⅠ項の規定に基づき申請します。

記

Ⅰ 出店希望競技

Ⅱ 出店希望会場

Ⅲ 出店希望形態

テント・ケータリングカー・その他（ ）

Ⅳ 添付書類

（Ⅰ）売店出店概要書（様式第Ⅱ号）

（Ⅱ）売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第Ⅲ号）

（Ⅲ）誓約書兼承諾書（様式第Ⅳ号）

（Ⅳ）売店従事者の本人確認書類

（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）

（Ⅴ）むつ市税の完納証明書（写し可）

（Ⅵ）法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）

※ 複数会場で出店希望する場合、（Ⅰ）及び（Ⅱ）を会場ごとに提出すること。

※ 複数会場で出店希望する場合で、会場ごとに従事者が異なるときは、（Ⅳ）も会場ごとに提出すること。

売店出店概要書

※ 会場ごとに記入してください。

ふりがな						
商号又は名称						
ふりがな						
代表者職氏名						
代表者生年月日	年		月		日	
所在地						
連絡先	【電話】			【FAX】		
出店担当者	【氏名】			【電話】		
業種						
主要取扱品目 （該当品目を○で囲む。）	スポーツ用品		あおもり国スポ記念グッズ		郷土物産品	
	飲食物		宅配便		その他（ ）	
国体等の出店実績	有（ ） ・ 無					
営業開始年月日	年		月		日	
			従業員数		人	
営業に関して取得した許可の種類	種類		番号		取得年月日	
					年　月　日	
過去1年間の法令違反等処分歴	有　・　無		過去3年間の食中毒発生処分歴		有　・　無	
販売品目価格等一覧						
No.	商品名	予定数量	販売価格		備考(承認番号等)	
1			円			
2			円			
3			円			
4			円			
5			円			
6			円			
7			円			
8			円			
9			円			
10			円			

※ 欄が足りない場合、適宜別紙を設けて記入し、添付してください。

様式第3号（第11項関係）

売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書

※ 会場ごとに記入してください。

商号又は名称	
出店希望競技・会場	

1 従事者名簿

※ 氏名には、ふりがなを記入し、欄が足りない場合、適宜別紙を設けて、添付してください。

従事日	売店責任者氏名	従事者氏名	従事者氏名	従事者氏名	従事者氏名
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

- ※ 車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。
- ※ 搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。
- ※ 駐車車両は原則1台。ただし、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。
- ※ ケータリングカーによる販売の場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

3 持ち込み備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外）

備品名	規格(寸法, 重量(容量), 動力源, 個数等)	持込目的

※ 電気・火気使用に伴う備品は記入してください。（発電機、プロパンガス等）

様式第4号（第11項関係）

（あて先）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
会長 様

申請者住所
商号又は名称
代表者役職氏名

誓約書兼承諾書

青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技会場等への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、むつ市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 この申請及び許可後の申請にあたり、青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。また、販売員等として暴力団員及び暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、申請日時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

（連絡担当者）

担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
F A X	
E - m a i l	

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会 会長

売店出店申請結果通知書

令和 年 月 日付けて申請のありました、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が運営する大会競技会場内の売店出店について、以下のとおり通知します。

許可 ・ 不許可
(不許可の理由：)

●許可の内容

- ・ 出店会場 競技名： 会場名：
- ・ 出店形態 テント ・ ケータリングカー ・ その他 ()
- ・ 駐車許可台数
- ・ 出店ブース数

●出店手続き

1. 許可である場合、実行委員会が指定する振込口座へ納入期限日までに出店料を納入してください。

・ 出店料 円

・ 指定振込口座

・ 納入期限日 令和 年 月 日

2. 青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項第8項に基づき、許可証を必要とする出店者については、令和 年 月 日にまでに営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写しを実行委員会へ提出してください。

※ 本書面は、申請結果の通知です。現地で出店許可を証明するための「売店出店許可証」は、上記の1及び2の完了を実行委員会が確認した後、発行します。

【問い合わせ先】青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
担 当：
電話番号：
F A X：

様式第6号（第12項関係）

国スむ委第 号
年 月 日

____ 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会 会長

印

売店出店許可証

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会が運営する競技会場内の売店の
出店について、次のとおり許可したことを証明します。

出店許可番号		商号又は名称	
住所（所在地）			
代表者氏名			
販売許可品目			
出店許可会場	競技： ／会場：		
出店許可期間	令和 年 月 日 から 月 日まで		
駐車許可台数	台		
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、実行委員会の定める要項その他の規程及 び関係法令を遵守すること。		

年 月 日

（あて先）
青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
会長 様

住 所：
商号又は名称：
代表者職氏名：

売店出店料免除申請書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項第13項第3号の規定に基づき、免除の申請をします。

記

- 1 出店会場 _____
- 2 免除申請額 _____円
- 3 申請理由 （該当する理由の左欄に○印を記入）

	国又は地方公共団体
	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
	その他（ ）

（連絡担当者）
担当者所属 _____
担当者氏名 _____
電話番号 _____
FAX _____
E-mail _____

国スむ委第 号
年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会 会長

印

売店出店料免除申請結果通知書

年 月 日付で申請のあった青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市
実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店料の免除申請について、下記のとおり通
知します。

免除する ・ 免除しない
(免除しない理由：)

- 1 出店競技・会場 _____
2 免除額 _____ 円
3 免除とする理由 （該当項目の左欄に○印を記入）

	国又は地方公共団体
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 （平成 2 4 年法律第 5 0 号）に規定する障害者就労施設等
	その他（ ）

【問い合わせ先】青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
担 当：
電話番号：
F A X：

国スむ委第 号
令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会 会長



売店出店許可取消通知書

令和 年 月 日付け、国スむ委第 号で出店を許可した青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会が運営する大会競技会場内の売店出店について、青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項第 19 項により、売店出店の許可を取り消しする。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者氏名	
取消理由	

【問い合わせ先】 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
担 当：
電話番号：
F A X：